

TAX NEWS

教育資金一括贈与制度と結婚・子育て資金一括贈与制度との対比について(所長:奥村隆志)

平成27年度税制改正により、父母や祖父母などの直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置が今年4月1日から創設されました。平成25年度税制改正で、直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置が創設されましたが、両者では、受贈者の範囲や非課税限度額が異なりますので注意が必要です。特に、結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置について、贈与者である直系尊属が資金管理契約期間中に死亡した場合に、その残額については相続税の課税価格に加算する点が大きく異なりますので注意が必要です。

贈与者が死亡した場合の残額を相続税課税

平成27年度税制改正で創設された「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」とは、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に、個人(20歳以上50歳未満)の結婚・子育て資金の支払に充てるため、その直系尊属が金銭等を拠出し、銀行等に信託等した場合には、受贈者1人につき1,000万円(うち結婚関係費用は300万円を限度)までを非課税とします。受贈者が50歳に達する日等に口座は終了し、使い残しに対しては贈与税を課税する仕組みです。

新制度では相続税回避を防止等するため、直系尊属である贈与者が死亡した場合には、相続税の課税価格に残額を加算する措置が設けられました。具体的には、受贈者は贈与者が死亡した日における非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額が、その贈与者から相続等により取得したものとみなされます。

結婚・子育て資金及び教育資金の一括贈与を受けた場合の両非課税措置の主な比較

制度	直系尊属から 結婚・子育て資金 の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税	直系尊属から 教育資金 の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税
拠出期限	平成27年4月1日～平成31年3月31日	平成25年4月1日～平成27年12月31日 27年度改正で平成31年3月31日まで延長
受贈者	20歳以上50歳未満の者(子・孫)	30歳未満の者(子・孫)
非課税限度枠	受贈者1人につき1,000万円 ただし、結婚関係費用は300万円	受贈者1人につき1,500万円 ただし、学校等以外に支払う金銭は500万円
銀行等の契約	結婚・子育て資金管理契約	教育資金管理契約
主な使途	挙式費用、新居の住居費、引越費用、 不妊治療費、出産費用、産後ケア費用、 子の医療費、子の保育費用	入学金、授業料、入園料、学用品の購入費、 修学旅行費等。27年度改正で通学定期券代や 留学渡航費等を追加
契約終了の事由	①受贈者が50歳に達した場合 ②受贈者が死亡した場合 ③信託財産等の価格が零となった場合に おいて終了の合意があったとき	①受贈者が30歳に達した場合 ②受贈者が死亡した場合 ③信託財産等の価格が零となった場合に おいて終了の合意があったとき
契約終了時の 残額	使い残しに対して贈与税課税 受贈者死亡の場合は贈与税非課税	使い残しに対して贈与税課税 受贈者死亡の場合は贈与税非課税
契約期間中に贈与 者が死亡した場合	残高については相続税に加算する 孫等への2割加算の対象としない	残高については相続税に加算しない

(奥村 隆志)



【マイナンバー制度】 (西川 めぐみ)

平成28年1月より、マイナンバー制度がスタートします。

マイナンバーは、住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付し、企業等に対しては法人番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人物の情報であることを確認するために活用されるものです。

企業では下記のような場合に取り扱うことになります。

- ・平成28年分 扶養控除等申告書の提出(扶養家族分も必要)
- ・源泉徴収票の作成
- ・健康保険・厚生年金保険・雇用保険の届出書作成
- ・税理士、社労士等に報酬を支払った場合(支払調書)
- ・地主や大家に地代・家賃を支払った場合(支払調書) など

マイナンバー制度実務対応セミナー
 ～開催します!～
 日時：平成27年9月11日(金) 14:00～16:00
 場所：フェリ工商草津5階 大会議室
 参加定員：先着100名 参加費：無料
 お問い合わせは、当事務所各担当者まで

マイナンバーの取り扱いについては法律の規制があるので、法律に対応した取扱方法をあらかじめ決めておく必要があります。

自分のマイナンバーは、平成27年10月から、住民票を有する全ての方に対して、1人1番号のマイナンバーを住所地の市町村長が指定し「通知カード」が郵送されますので、全従業員に扶養家族分も含め大切に保管するようにお伝えて下さい。

また平成28年1月以降、市町村への申請により「個人番号カード」の交付が受けられます。

個人番号カードは、通知カードとは異なり写真入りカードになるため、身分証明書として使用できます。

マイナンバー制度について、現在、事務所ではご説明できるように準備を行っております。

準備が整いましたらご報告させていただきますので、詳しくは各担当者までご質問ください。



今回の一文字【顧(かえりみる)】 (井上 仁美)

「顧みる/カエリ・ミル」過ぎ去ったことを振り返ること。

私事ですが、この夏事務所に入って丸20年という節目を迎えることになりました。日々、目の前の仕事をこなしていたらいつの間にか時間が経ってしまっていたという感じで、20年という時間の重みを考えるとどうもそのような実感はなく、なんとなく戸惑っているというのが正直な気持ちです。

それでも振り返ってみるといろいろ思い出すもので、お世話になったお客様や関係者の方々、上司や先輩の顔が浮かんで、様々に叱咤激励をいただいてここまで続けてこられたと感謝しております。

20年前という年は阪神大震災が起こった年であり、バブル崩壊で景気が落ち込む一方の頃でした。今年は戦後70年の節目でもあります。誰もそれぞれに節目があると思います。ふと自分の来た道を顧みると、客観的に自分を見つめることができ、忘れていた初心を思い出すこともできるかもしれません。



<TAX NEWS No6> かがやき税理士法人 発行
 〒520-2144 滋賀県大津市大萱1丁目17番5号本郷第2ビル5F
 TEL: 077-543-0881 FAX: 077-543-2432
 E-mail : admin@kagayaki-tax.jp



編集後記 #
 発行を先延ばしにしていたら、1年もたっ
 てしまいました。光陰矢の如し?やはり何
 事も前倒しで実行することが大事だと反省
 している次第であります。